

一般廃棄物の収集運搬委託資格審査基準

1 主 旨

各年度に本市が行う一般廃棄物の収集運搬については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号、以下「法」という。）第6条の2第2項により、市が直接収集運搬を行うもののほか、「千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」（平成5年千葉市条例第17号）第8条第2項により告示された、収集運搬業務の委託業務につき、法第6条の2第2項に定める市町村以外の者に委託する場合の基準及び申請の手続きを定めるものとする。

2 審査基準

法第6条の2に基づく委託に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号、以下「政令」という。）第3条及び第4条第1号から第3号までの基準を満たすとともに、次の各要件に該当することを審査の基準とする。

- (1) 申請者は、現年度以前において、一般廃棄物の収集運搬業務の委託を受け業としていた者、または新たに申請する者であって相当の経験年数を有する者であること。
- (2) 申請者は、一般廃棄物収集運搬受託申請書（様式第1号）及びその添付書類として次に掲げるものを提出すること。ただし、証明書類については、写しをもってこれに代えることができる。なお、特に市が必要と認めたものを除き、前年度と内容に変更がない添付書類は、提出しないことができる。
 - ア 定款又は寄付行為及び法人登記簿（個人の場合は除く。）
 - イ 印鑑証明書（法人の場合は登記所発行、個人の場合は住所地発行。）
 - ウ 従業員名簿（様式第2号）
 - エ 従業員法定福利調書（様式第3号）
 - オ 就業規則及び給与規程の写し
 - カ 事務所・車庫の付近見取図及び配置図（様式第4号）
 - キ 事務所・車庫の所有権又は使用权原を証する書類
（建物・土地の登記簿謄本、固定資産評価証明書又は契約書の写し）
 - ク 車両一覧表（様式第5号）（予備車両についても記載すること。）
 - ケ 車両写真貼付書（様式第6号）（予備車両についても貼付すること。）
 - コ 車検証、自動車損害賠償補償法（昭和30年法律第97号）に基づく保険証の写し
 - サ 代表者及び役員住民票（本籍記載のもの）
 - シ 申請者が法人の場合は、直近の貸借対照表、損益計算書
 - ス 申請者が千葉市入札参加資格者名簿に登載されていない場合は、市税の完納

証明書

セ 一般貨物自動車運送事業許可書の写し

ソ 代表者及び役員が成年被後見人または被保佐人として登記されていないことの証明書

タ 支払賃金調書（様式第7号）

(3) 申請者は、市の収集計画に基づき、市の指定する人員、車両、その他の施設設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ業務を的確に遂行する能力と設備を有する者であること。

(4) 申請者は、業務について深い理解を示し、かつ相当の見識を有するものであること。また、従業員に対する教育・研修等を適正に行う者であること。

3 審査基準要領

(1) 2 審査基準(1)にいうところの一般廃棄物の収集運搬業務を業としていた者とは、一般家庭及び一般廃棄物を排出する事業所の収集運搬業務を自ら業としていた者をいう。ただし、し尿汲み取り、道路・河川の清掃を業とする者、若しくは従事した者は通例として除外する。

また、相当の経験年数とは、おおむね3年程度をいう。ただし、特に市長が認めた場合は、経験年数を短縮することができる。

(2) 2 審査基準(3)にいうところの市の指定する収集運搬車両とは、一般廃棄物が飛散し、及び流出し並びに悪臭が漏れる恐れのない車両であり、色彩・表示その他記載すべき文字等が指示どおりであるものをいう。

また、車両については、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づき、一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものであること。

(3) 2 審査基準(3)にいうところの車両を管理する施設とは、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」（昭和37年法律第145号）に規定する保管場所であり、放流先に支障のない洗車設備及び周辺に汚水・臭気等が飛散、流出する恐れがないような囲い等の設備を有する等、政令第4条の6に規定する生活環境の保全を目的とする法令に適合し、かつ千葉市内に所有するものであること。

4 資格審査基準における特例

2 審査基準(1)の運用に当たって、次の事項に相当する事由が認められ、審査基準(2)から(4)までの条件が十分であると認められた場合に限り、審査に特例を設ける。

(1) 市の公共下水道計画に基づき、現に市より許可を受けている業者であって、3 審査基準要領(1)に示す、し尿汲み取り業者が事業縮小に伴い、転・廃業のため救済措置を受けようとする場合。

附 則

この資格審査基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この資格審査基準は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この資格審査基準は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この資格審査基準は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この資格審査基準は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この資格審査基準は、令和元年5月1日から施行する。